

平成 22 年度 第 1 回返還促進策等検証委員会 議事要旨 (案)

1. 日 時 平成 22 年 11 月 30 日 (火) 10:00~12:10

2. 場 所 アルカディア市ヶ谷 4 階 鳳凰 (西)

3. 議 事

- (1) 開会・委員長挨拶
- (2) 奨学金制度の概要について
- (3) 奨学事業に係る各方面からの指摘等について
- (4) 平成 21 年度返還促進策等検証委員会報告を受けた日本学生支援機構の平成 22 年度の取組について
- (5) 返還金の回収状況等について
- (6) 返還金回収強化策の概要等について
- (7) 次回日程について

4. 出席者

(◎委員) 50 音順

伊藤委員、齊藤委員、佐原委員、島委員(委員長)、宗野委員、渡辺委員

(○機構)

月岡理事、石矢奨学事業本部長、吉田債権管理部長、惠濃奨学金事業部次長

5. 議事概要

(機構から資料 1 についての説明)

◎委員：家計基準の上限額が厳しくなっているということだが、これに関して子弟が所

属する学部によって、その家計基準を変えるとといったような手続きはあるのか。

○機構：学部によって基準を設けているということではなく、例えば大学とか、大学院とか、そういった大きくりの学種別の基準になっている。なお、国立の場合は（支給額が）低くなるので、設置者別には違っている。

◎委員：同じ 1,000 万円の所得が仮にあったとしても、その子弟が私立の医学部に行っている場合の家計負担の状況と、国立の文系に行っている場合の家庭負担の状況というのは、家計の収入が同じだとしても違う意味を持つので、そういったこともこれから考慮していくということは検討の余地があるかもしれない。

（機構から資料 2-1 についての説明）

◎委員：法的処理に関する問題としては、マンパワーの不足が大きな問題としてボトルネックとなっているということであり、これについて予算のことも含めて年度計画で対応していくという話だが、マンパワーの不足以外で、こういった問題が生じている原因としてどのような認識を持っているか。

○機構：問題は、延滞が長期化して、法的処置になってしまうということなので、できるだけ早く回収を促進をして、法的処置まで持っていけないようにして、対象数を絞り込むということと、返還猶予制度をより適切に周知をする必要があるのではないかと考えている。

◎委員：今の説明はつまり法的処置にならないようにするということであるが、法的処理をしなければいけない人たちに対する対処が遅れる理由として、私の認識としてはマンパワーの不足がやはり大きな問題だと思うのだが、それ以外に何か問題はないか。

やはりマンパワーが一番大きな問題で、新規の予算がつくか、もしくは機構内での人員の再配置など、つまり人の量の問題でしか対応ができないという状況なのか。

○機構：マンパワー以外の問題として延滞者の質の問題もあろうかと思う。延滞者の状況によっては、スケジュールどおりに法的処置にもっていくというのが、本当に妥当なのかどうかといったこともあるので、そこは猶予申請をしているような状況であれば、予告対象から外すとか、申立対象から外すとかいうようなことはしている。あと一部入金をしているとか、そういった状況についても外している。

◎委員：時効中断のために取り組んでいることはあるか。法的措置の対象が多すぎるといふことであれば、他の督促方法や優先順位をつけて処理するなど、講じるべき措置は法的措置以外にもあろうかと思う。例えば一部入金も時効中断事由の一つである。

○機構：10年で時効にかかることを踏まえ、その入り口の部分で法的処置を行い、債務名義を取得することで対応している。

(機構から資料3-2についての説明)

◎委員：「返還猶予期限5年を過ぎても返還できない者にフォーカスを当てた経済状況に関する調査を実施」し、「調査方法について今後検討する」とあるが、具体的にどのような検討をしているのか。

また「業務プロセスの見直し」に関して、「必要に応じて適宜実施しており」とあるが、具体的にどのようなことを実施したか、又、「コスト分析をした上で、一層の民間委託を検討」とあるところの、コスト分析について聞かせていただきたい。

○機構：返還猶予期限5年を過ぎた者への経済状況に関する調査方法等は今後検討することになっているが、猶予期間5年を全部使い切った者に特化して、アンケート調査等をできないかと考えている。方法についてはもう少し検討させていただきたい。

機構の奨学事業関係の職員は247名であるが、回収プロセスすべてに対して対応できるかどうかと言えば、無理な部分があり、対応できない業務は外部委託を主に行っている。その業務委託に関して、こういった形で委託をすればよいかシンクタンクに検討を依頼し、業務プロセスの見直しを実施することとしている。昨年は、通常の回収業務を外部委託したが、「請求者の名前が変わるといふことでかなり回収効率がよかった」といった、シンクタンクからの報告もあった。次に、「コスト分析をした上で、一層の民間委託を検討」することについてであるが、これは平成20年6月における「奨学金の返還促進に関する有識者会議」の報告書において、民間委託をまず進めることという提言を頂いている。コスト分析といったときに、回収を機構が行った場合と業者が行った場合とのコスト比較といったような分析手法ではなく、こういった形で行えばコストがより効率的で回収成績が上がるのかという観点からも分析したいと考え

ている。それについてもまた機構でも検討するが、シンクタンクからの提言等も参考にして、今後検討していきたいと考えている。

○機構：長期延滞者についてアンケートをしたときに、一番問題なのは（アンケートの）回収率が非常に低いということであり、延滞5年になっていない、猶予期間の5年を過ぎていない人を対象に調査してもなかなか回答がない、あるいは猶予の承認を受けた人を対象に調査を行っても、回答率自体は普通の延滞者に対して調査しているよりはるかに高いが、それでも7割とか8割とならず、回収率が低いという問題がある。そういった状況の中で、延滞者に関する属性調査において、今後の返還に関してどんな見通しを持っているかということ、聞いてみてはどうか、と考えている。どういった見通しを延滞者が持っているかで、今後機構が判断し、検討していくポイントになるのではないかと考えている。コスト分析に関しては、経費の問題もあるが、やはり仕事の品質の問題もあると思う。機構、民間企業それぞれに得手不得手があるはずなので、民間委託をして効率化が図れる部分を検討していきたいと考えている。

◎委員：調査に関しては、少数でもいいから実態を把握するために、返還猶予期間が5年以上たった者に対し、アンケート型ではなくてインタビュー型の調査を考えてもいいのかもしれない。

コスト分析に関しては、コストをかけてもパフォーマンスが上がらないという実態があるならば、そのような作業そのものを切るという発想に行き着く形で、コスト分析というものを考えることも必要なのではないかと思う。

コストパフォーマンスの悪い部分を切って、全体的な機構のパフォーマンスを上げるという発想もあってしかるべきだと思し、そうしたアピールをしていくのも大事な事かと思う。

○機構：アンケートの回収率は実質5%程度の回収率になっている。インタビュー型の調査方法の実施については参考にさせていただきたい。コスト分析については、文部科学省の「独立行政法人日本学生支援機構の奨学金事業運営の在り方に関する有識者による検証チーム」の検証作業の中で、延滞年数別の債権回収にかかる費用対効果を調べたが延滞6年以上7年未満になると、1,000円を回収するコストが1,040円となり、それ以降についてはコストパフォーマンスがだんだん悪くなっていく状況となるという結果となった。

(機構から資料4-1についての説明)

◎委員：全体の回収額における法的措置による回収額と、そうでない督促方法による回収額との内訳の比率は把握しているか。

○機構：法的処置分は把握しているが、それをさらに延滞年数別に分解したものはない。

◎委員：長期延滞者になると、法的措置を執れば回収できるが、漫然と督促文書を送っても回収できないのであれば、督促文書送付は費用がかかるだけ無駄になる。したがって、長期延滞者に関しては、例えば一部時効にかかっているような話が出てくるとは思うが、コストとその回収額を考えて、実施する意味があれば法的措置を執るべきであるし、コストが見合わないという話であれば、償却の対象にするとか、内訳を考えて分析していく必要があると思う。

◎委員：回収率については、従来は繰上分を考慮せずに算出していたとのこと。総回収率82%の目標をクリアするために当該の率の定義を変えることは全く無意味であるが、繰上返還分の算入は安定的に機構の回収を進める上で非常に重要な要素であるにもかかわらず、目標値にそういう努力の余地がある部分を加えていないのは問題ではないか。また、総回収率82%の目標値は真摯に捉えて、改善を進めていくのは当然だが、昨今の就職状況が極端に悪化している社会状況を踏まえた上で、82%の水準そのものを変化させるということではないまでも、社会状況のことを常に考えておかなければいけない。加えて、返還猶予などさまざまな形で、機構に対する付加的な需要が発生することが予想されるので、それも機構の運営を進めていく上で注意を要する部分だと考える。

(機構から資料4-2についての説明)

◎委員：償却基準の見直しは進めるべきである。民間金融機関の立場から言えば、古い債権はどんどん償却を進めるべきだという考え方に立つと思うが、一方で機構はそれを行う場合に償却引当金が回らず、また国から利子補給金を受けているため、どうしても償却基準が厳しくならざるを得ないと思う。また、機関保証の保証料は受益者である奨学生が負担しているが、受益者負担の観点から考えるべきではないか。

○機構：償却については、どんどん進めるべきという各方面からの提言があるが、国民に説明できる適正な償却基準というのはどこにあるのか、今模索している最中である。

◎委員：先日大学に配布された返還ビデオは非常に良かったと思う。返還が滞った場合は非常に厳しい状況に陥るということを分かりやすく説明しており、学生もあのビデオを見て、良い意味で緊張感があった。卒業生が例えば返還が滞ったときなどに、何か手続きが必要な時にどうすればいいかといった内容を見せるような仕組みや、在学学生であれば幾ら貸与しているか、卒業生であれば幾ら返還しているか、という情報をシステム上本人に直接見せられるような仕組みができれば、機構への問い合わせも減るのではないかと思う。

○機構：返還のビデオは、返還が滞ったらどうなるかを、しっかり教えるべきだという提言があり、そこに注意してビデオを作成した。それとは別に、適格認定時に見てもらったビデオ制作も考えている。個人の情報をいつでも見られるような状況にしてもらいたいという点に関しては、スカラネットの中で、スカラネット・パーソナルを準備しているが、加入者が今現在 4,000 人程ということで、一層周知徹底する必要があると思う。同時に、内容についても充実させる必要があると考えている。

◎委員：そういう状況であれば、スカラネット・パーソナルを、適格認定時などの一定のタイミングでビデオを使って紹介することも考えられるのではないか。また、返還促進のためには大学とのコミュニケーションが重要である。そのコミュニケーションについても、運営層、経営層、実務担当者のレベルなど、それぞれの層に対してどういうことができるのか、具体的なアイデアの構築を進める必要がある。今回も国大協などで理事長が学長等に説明されているとのことだが、そうしたトップ層への働きかけも重要だと考える。

さらに、奨学金制度だけではなく、高等教育の財政のファンディングとして、例えば GP（グッド・プラクティス）を利用して、奨学金返還 GP のようなものを考えてみてはどうか。大学別返還率をオープンにするにはまだ問題があり、検討の余地があると思うが、そのような他のシステムとリンクさせながらの向上を図るという発想も、検討の余地があるのではないかと思う。 （以上）